

長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

令和2年2月（一部改定）

長久手市

目 次

第1章	はじめに（総論）	1
第1節	経緯及び目的	1
第1	行動計画策定の経緯	1
第2	行動計画の目的	2
第2節	新型インフルエンザ等対策に関する基本方針	3
第1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	3
第2	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
第3	流行規模及び被害想定等	5
第4	行動計画の主要6項目	6
第5	対策推進のための役割分担	19
第2章	各発生段階における対策	21
第1節	未発生期	23
第2節	海外発生期	27
第3節	県内未発生期・国内発生早期以降	30
第4節	県内発生早期	35
第5節	県内感染期・市内感染期	40
第6節	小康期	45
資料		
	長久手市新型インフルエンザ等対策本部条例	47
	用語解説	49

第1章 はじめに（総論）

第1節 経緯及び目的

第1 行動計画策定の経緯

国では、新型インフルエンザに係る対策について平成17年に「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号。)」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、「長久手市新型インフルエンザ対策行動計画(第1版)」を平成21年5月に策定しました。

「新型インフルエンザ(A/H1N1型)」は、平成21年4月に発生し、感染が拡大しましたが、その後、平成23年3月には、通常の季節性インフルエンザに移行しました。

このように病原性が高く、かつまん延する可能性の高い新型インフルエンザや、同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、平成25年(2013年)4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定されました。

また、愛知県は、平成25年11月に「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成しました。

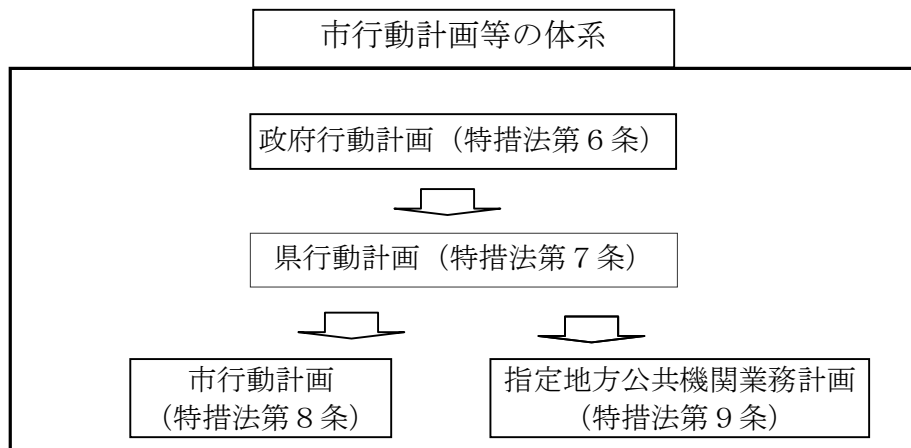
本市も、「長久手市新型インフルエンザ対策行動計画(第1版)」を平成21年5月に作成しましたが、改めて特措法の施行に基づき「長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成することとしました。

					新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)
		新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)			再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)
新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)					
		新感染症 (感染症法第6条第9項)			⇒全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定 (特措法第2条第1号において限定)

- 1 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
- 2 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

第2 行動計画の目的

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保しつつ、適切な役割分担のもと、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものであります。



第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

第1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

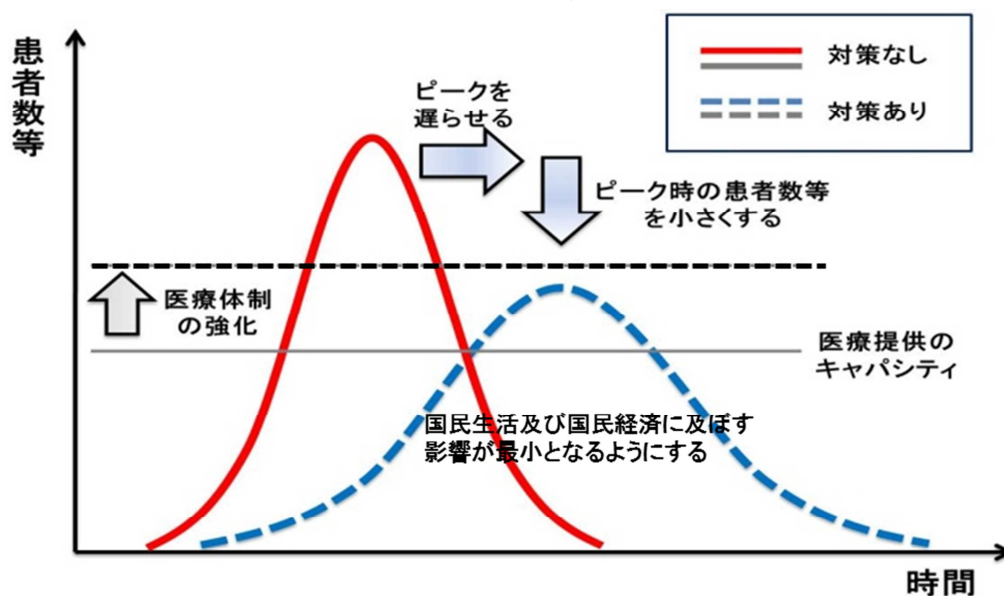
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- (2) 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくし、医療体制への負荷を軽減します。
- (3) 医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- (1) 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- (2) 診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

〔対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）〕



第2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1 国、県等との連携協力

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。

2 基本的人権の尊重

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重します。
- (2) 医療関係者への医療の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請に関する県対策本部への要請にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとしします。
- (3) その際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

3 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。

しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともありえと考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

- (1) 長久手市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。
- (2) 対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行います。

5 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等の対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第3 流行規模及び被害想定等

本市における新型インフルエンザによる入院患者数、死亡者数等の推計にあたっては、国及び愛知県の推計モデルから試算して、本市の推計実人口（平成26年4月現在の人口56,041人）に当てはめることで、ひとつの例として次のように本市の被害を想定しました。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

	全国 (約1億2,709万人)		愛知県 (約748万人)		長久手市 (約5万6千人)	
医療機関 受診患者数	約1,300万人～ 約2,500万人		約77万～ 約148万人		約5,670人～ 約10,960人	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約53万人	約200万人	約3万 1千人	約11万 8千人	約230人	約870人
死者数	約17万人	約64万人	約1万人	約3万8 千人	約70人	約280人
1日当たり の最大入院 患者数	約10万 1千人	約39万9 千人	約6千人	約2万4 千人	約50人	約170人

※ 県の想定は、それぞれ、政府行動計画、県行動計画の被害想定です。

※ 医療機関を受診する患者数については、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計。

※ 入院患者数及び死亡者数については、過去に流行したアジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の致命率を0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度の致命率を2.0%として推計。

※ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4 行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案しています。

市行動計画においても政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、以下6項目を主要な対策として位置づけます。

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 市民生活及び市民経済の安定の確保

それぞれの項目の概要

1 実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小、停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があります。このため、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行います。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生する前より、必要に応じて各部局等横断的な会議「長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」（以下「市対策連絡調整会議」という。）の開催を通じ、事前準備の進捗を確認、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進します。
- (3) 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、県対策本部が設置されます。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、特措法に基づく緊急事態宣言がされます。市は直ちに市対策本部を設置し、対策の総合的な実施体制を整えます。
ただし、緊急事態宣言がされていない時点において県対策本部が設置された場合、市対策本部を設置することとします。
- (4) 新型インフルエンザ等対策が、医学・公衆衛生学の観点からの合理性を確保するため、市行動計画の作成や発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する必要があります。

長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

新型インフルエンザ等が発生する前より、必要に応じて各部局等、横断的な会議の開催を通じ、新型インフルエンザ等の対策について事前準備の進捗を確認し、関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進することを目的とする。

長久手市新型インフルエンザ等対策本部

特措法に基づき国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、市長を本部長とする「長久手市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置し、対策の総合的な実施体制を整える。

ただし、緊急事態宣言がされていない時点において県対策本部が設置された場合、市対策本部を設置する。

<組織及び運営体制>

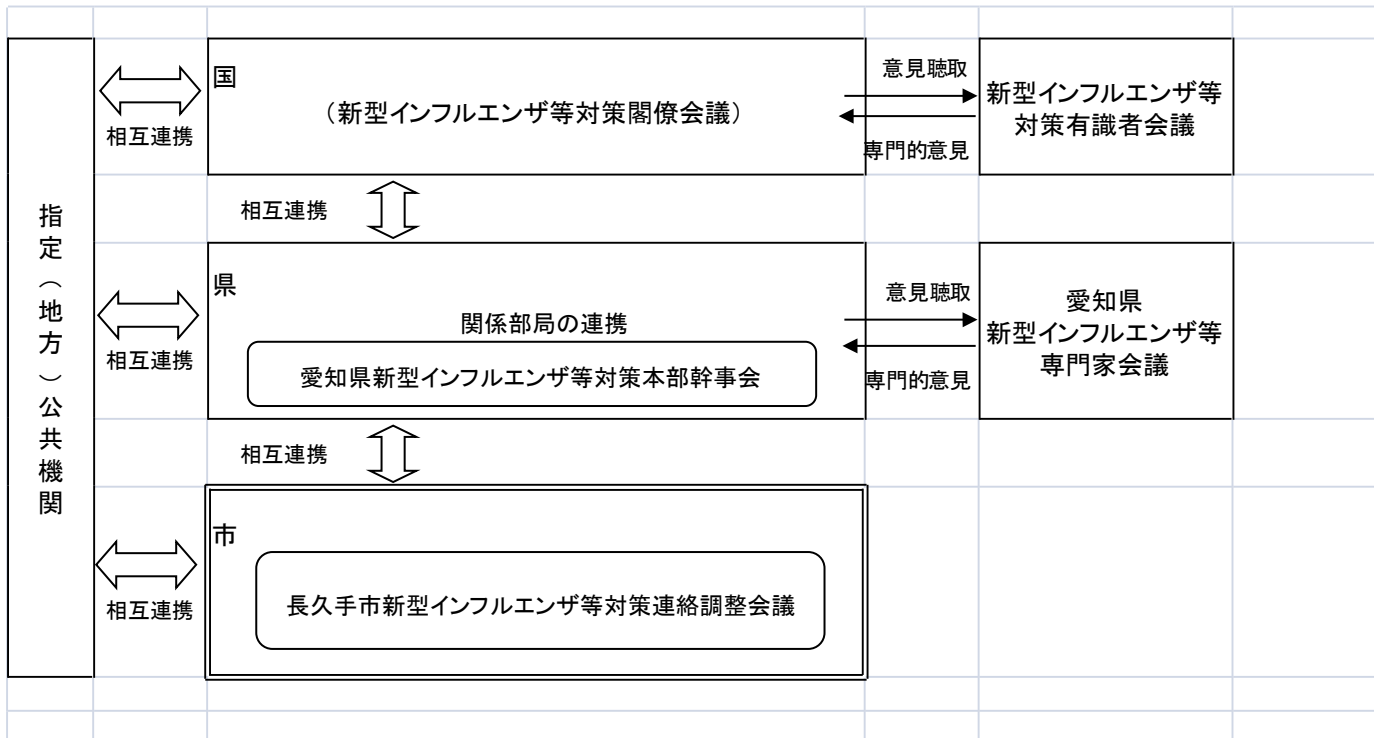
1 長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

市対策連絡調整会議の所掌事務	(1)発生に備えた総合的な対策の立案に関する事項 (2)発生の情報収集に関する事項 (3)予防対策の普及啓発に関する事項 (4)対策体制の整備に関する事項 (5)関係機関との連絡調整に関する事項 (6)前各号に掲げるもののほか必要とする事項	
会長	福祉部長	
副会長	福祉部次長	
部員	本部員の属する部の次長級の職にある者	
	人事課長	長寿課長
	情報課長	保険医療課長
	財政課長	健康推進課長
	市民課長	子ども未来課長
	たつせがある課長	子ども家庭課長
	安心安全課長	みどりの推進課長
	環境課長	下水道課長
	福祉課長	教育総務課長

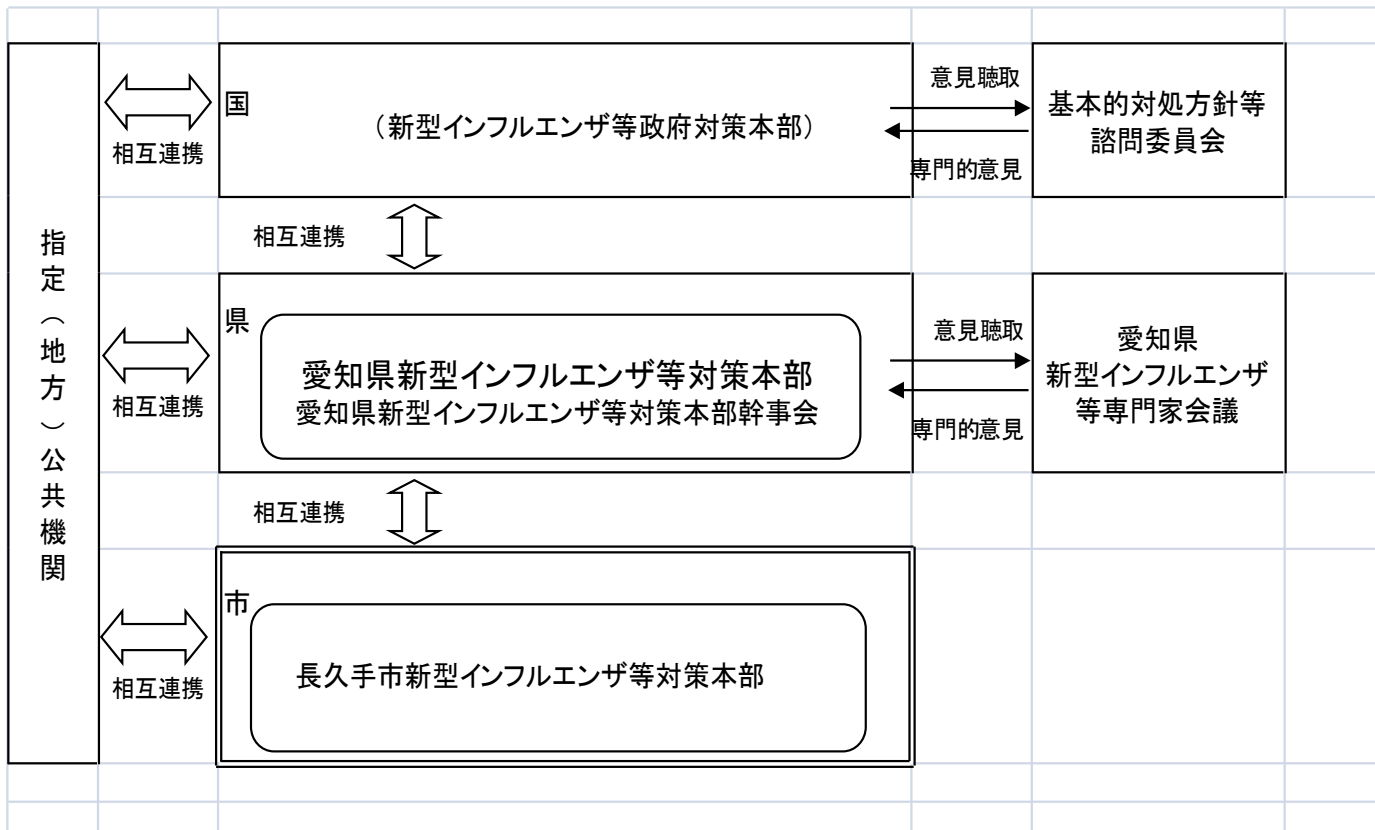
2 長久手市新型インフルエンザ等対策本部

対策本部の所掌事務	(1)発生に備えた総合的な対策に関する事項 (2)発生時の危機及び健康被害の対策に関する事項 (3)関係機関等との連絡調整に関する事項 (4)前3号に掲げるもののほか必要とする事項	
本部長	市長	
副本部長	副市長	
本部員	参事	子ども部長
	教育長	建設部長
	市長公室長	会計管理者
	総務部長	教育部長
	くらし文化部長	議会事務局長
	福祉部長	監査委員事務局長

<市の実施体制（発生前）>



<市の実施体制（発生效后）>



2 サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、国や県が行うサーベイランス等により新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集し、必要な判断につなげ効果的な対策に結びつけることが重要です。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点ではできないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

また、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、その取組等に適宜、協力し情報の共有化を図ります。

県ではサーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策が行われます。

- (1) 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集が行われます。
- (2) 県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は、患者の全数把握を中止し、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えます。

3 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、本市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、コミュニケーションを図ることが必須です。一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意します。

(2) 情報提供手段の確保

情報が届きにくい人にも、複数の媒体を用いて理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行うよう配慮します。特に支援が必要な人には、地域団体などの協力を得て周知等を行います。

(3) 発生前における市民等への情報提供

ア 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生前においても、本市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要です。

イ 特に幼稚園・保育園、学校等では集団感染が発生するなど地域における

感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局等は連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供について

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努めます。

(イ) 市民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要です。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

(ウ) 特に、医師会などの医療関係団体及びその他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図ります。

また、迅速かつ正確な情報共有のための手段として、インターネット等を活用することも考慮します。さらに、県内の発生状況や対策の実施状況等に関する情報については、国及び県との共有に最大限の注意を払う必要があります。

イ 市民の情報収集の利便性向上

市民が情報収集する際の利便性向上のため、国や県の情報の他に、必要に応じて県が開設する、総覧できるサイト（関係部局等、市町村、指定（地方）公共機関等の情報等）の活用を周知します。

(5) 情報提供体制

ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について関係部局等間で調整し、統一を図ることに留意します。市対策本部に広報担当を配置し、適時適切に提供する情報内容を共有します。

イ 対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整します。

ウ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かします。

4 予防・まん延防止

(1) 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保し、流行のピーク時の受診患者数等

の増加抑制を図り、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制の破綻を避け、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持します。

(2) 主な感染拡大防止対策

- ア 個人における対策として、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。
- イ 地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。
- ウ 緊急事態宣言がされ、県が必要に応じ不要不急の外出の自粛要請等を実施した場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図ります。市は、県等からの要請に応じ、その他の取組等に協力します。

(3) 予防接種

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑制し、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（国）の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されます。

ア ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載します。

イ 特定接種

(ア) 特定接種の対象者の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、次のとおりです。

特定接種対象者

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準（平成25年厚生労働省告示第369号）に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準は、住民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければなりません。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定めています。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、住民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当します。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しませんが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加されます。

国は、基本的考え方を踏まえ、特定接種の対象となり得る業種・職務について「新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成25年厚生労働省告示第369号）を示しています。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、次の順とすることを基本としてい

ます。

特定接種の接種順位

- ア 医療関係者
- イ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ウ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者
(介護福祉事業者を含む。)
- エ それ以外の事業者

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておきますが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定されます。

(イ) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国を実施主体として行われますが、国等の要請により協力します。新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、政府対策本部の決定に従い、新型インフルエンザ等の発生時に、自らの職員に速やかに特定接種を実施します。原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種の接種順位の考え方

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言がされている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、国の規準により、以下の4群に分類することを基本とします。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・ 基礎疾患を有する者
 - ・ 妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方のほか、緊急事態宣言がされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定されます。

(イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、国が示す接種体制の具体的なモデルを踏まえ、本市を実施主体として、原則として個別的接種により接種を実施することとなるため、国及び県、医師会等の協力を得ながら接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

5 医療

新型インフルエンザ等の医療については、市のみで確保することは困難であることから、県等と連携して医療の確保に努めます。また、医療に関する情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請について、可能な範囲で協力します。

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素であり、また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増

大が予測されますが、医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、地域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要です。

(2) 発生前における医療体制の整備

原則、保健所を中心として、二次医療圏である尾張東部医療圏等の圏域を単位とする対策会議に参加するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を県と連携し推進します。

県は、あらかじめ症例定義を踏まえた発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する人を対象とした外来（以下「帰国者・接触者外来」という。）を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行います。

さらに発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する人から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を紹介するための相談センター（以下「帰国者・接触者相談センター」という。）の設置の準備を進めます。

(3) 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させることとなっています。

また、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報については、県を通じて医療機関等関係機関に迅速に周知されます。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域の帰国者・接触者外来において診療が行われます。

なお、新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえ、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努めます。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の感染防護衣の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエン

ザウイルス薬の予防投与を行います。

また、帰国者・接触者相談センターが保健所に設置されるので、その周知を図ります。県内感染期（県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態）に至ったときは、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えるとともに、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けられます。これらの医療提供体制については、新型インフルエンザ等発生時に混乱が起きないように、広く市民や医療関係者に周知することが重要です。

また、事前に感染症指定医療機関以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県が行う体制整備に適宜協力します。医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、医師会をはじめとする医療関係団体等との連携を図ることが重要です。

(4) 医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士に対し、医療を行うよう要請等を行うこととされています。県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償します。また、県は、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をします。

6 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われていています。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、国や県等の関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要です。

(1) 市民、事業者に対する事前準備

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることや、市内の事業者に対し、職場における感染症対策等の十分な事前の準備を啓発します。

(2) 要援護者対策

県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等の対応に備えます。

また、地域包括支援センター、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等、平素から地域における見守り活動等の取組の中で、支援のニーズを把握するように努め、その具体的手続きを決めておきます。

(3) その他

県、八事斎場及び瀬戸市斎苑と連携して火葬場の処理能力について把握、検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

第5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

2 県の役割

特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市行動計画、指定（地方）公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時においては、市町村、指定（地方）公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

3 市の役割

市は、市民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、市民に対するワクチン接種や市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施にあたっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図ります。

4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し、地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生等においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するように努めます。

5 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに、発生時には、作成した業務計画に基づき対策を実施します。

- * 指定（地方）公共機関とは、県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。

6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

- * 登録事業者とは、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの。

7 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の市民が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

8 市民

普段から、国や県が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

第2章 各段階における対策（各論）

長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画 各発生段階における対策						
項目	未発生期	海外発生期	県内未発生期 ・国内発生早期以降	県内発生早期	県内感染期・市内感染期	小康期
目 基 本	新型インフルエンザ等が発生した場合に備える	国内発生に備えた体制整備 市民及び関係機関に発生に備えた準備の促進	市民への適切な情報提供による混乱防止	感染予防と市民生活の安定	流行の抑制と市民生活の維持	社会機能の段階的回復と流行再燃した場合の対策強化
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 県等の関係機関との連携強化 計画の随時見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の集約、共有、分析と国内発生に備えた準備の開始 市対策連絡調整会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策連絡調整会議の開催 緊急事態宣言がない場合の対策本部の設置検討 	<ul style="list-style-type: none"> まん延により緊急事態措置が不能となった場合は他の地方公共団体による応援、措置 <p>★「長久手市新型インフルエンザ等対策本部」設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が解除された場合は、速やかに市対策本部を廃止 	
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報を収集 学校等と連携し、集団風邪等の発生状況の把握の協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報を収集 学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所、福祉施設等への発生報告の協力要請 		<ul style="list-style-type: none"> 学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所、福祉施設等への発生報告の協力要請 入院患者数、死亡者数の把握と記録 	
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続して分かり易く、市民へ基本的な感染対策を普及 情報提供の内容と媒体等の検討や発生時の相談窓口の等の設置、周知等の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口等を設置 市民及び医療機関等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の継続と体制の充実強化（有資格者の活用） 市民へできる限りリアルタイムで情報提供 患者となった場合の市民への周知 関係機関等と対策の方針をインターネット等で共有 医師会及び医療機関との情報共有 市役所内関係各課との情報共有 		<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の縮小 国の動向等から情報共有や情報提供の縮小と中止 	
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 対策実施のための準備 特定接種及び住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の準備 県内でのまん延防止対策の準備 海外渡航者等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 住民接種の実施 住民接種実施の市民への周知 市内でのまん延防止策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 住民接種の継続 住民接種実施の市民への周知 公共施設の臨時閉鎖、集会等の自粛 <p>★不要不急の外出の自粛要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施（新臨時接種） 	
医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 県内感染期に備えた医療や医療物資の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の整備 帰国者、接触者相談センターの周知 医療物資の確保 感染性廃棄物の適正処理等 救急隊員の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 帰国者、接触者相談センターの周知 医療物資の確保 感染性廃棄物の適正処理 救急隊員の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 帰国者、接触者相談センターの周知 り患在宅療養者への支援 医療物資の確保 感染性廃棄物の適正処理 救急隊員の感染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等への情報提供 り患在宅療養者への支援 医療物資の確保 	
経済の安定・市民生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等の状況把握 火葬能力等の把握 物質及び資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等への支援方法の準備 一時遺体安置施設等の確保や手続き準備 物質及び資材の備蓄等 事業者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等への支援の実施 一時遺体安置施設等の確保の準備 埋火葬手続きの特例が定められた時の準備 物質及び資材の備蓄等 事業者への対応 生活関連物資等の価格の安定等 水道安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等への支援の実施 一時遺体安置施設等の確保 埋火葬手続きの特例が定められた時の実施 物質及び資材の備蓄等 事業者への対応 ごみの排出抑制の啓発 ライフラインの使用抑制の啓発 生活関連物資等の価格の安定等 水道安定供給 <p>★市民の生活及び経済の安定 ★水の安定供給</p>	<ul style="list-style-type: none"> 合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小、中止 	

★は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施します。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国及び県の対処方針に沿ったものとするとともに、県内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととします。

第1節 未発生期

発生状況
1 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
1 新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。 2 国及び県と緊密に連携するとともに、サーベイランスの実施を通じて、早期の情報確認に努める。
対策の考え方
1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。

第1 基本目標

新型インフルエンザ等が発生した場合に備える

第2 実施体制 【健康推進課】

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県と相互に連携し、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、必要に応じて訓練を実施します。

また、必要に応じて「長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議」で随時計画の見直しを実施します。

第3 具体的な対策

1 サーベイランス・情報収集 【健康推進課、教育総務課】

(1) 情報収集

国及び県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。

(2) サーベイランス

インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調

査の協力を求め、県へ報告します。

2 情報提供・共有 【健康推進課】

(1) 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用するとともに、地域の関係団体等と連携するなど、継続的に分かりやすい情報提供を行います。

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図ります。

(2) 体制整備

ア 県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築し、市として一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供するとともに常に情報の受取手の反応や必要としている

情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築します

イ 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行います。

ウ 市民からの一般的な問い合わせに対応する相談窓口を設置するための準備を進めます。

3 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備 【健康推進課】

自らの発症が疑わしい場合は、保健所等の相談機関へ連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

(2) 特定接種の準備 【人事課、財政課、健康推進課】

ア 事業者の登録

国が行う登録作業に係る周知、登録申請等に協力します。

イ 体制の構築

国の要請を受け、職員に対する特定接種について、保健センター等で接種体制を構築します。

(3) 住民接種の準備 【施設管理関係各課、財政課、健康推進課】

ア 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項

に基づき、区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するために
予算措置等を含めて体制の構築を図ります。

イ 国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ
市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種
を可能にするよう努めます。

ウ 国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速
やかに接種することができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力
し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・
予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

4 医療 【健康推進課】

(1) 地域医療体制の整備

ア 県と連携し、発生時の地域医療体制の確保のため、保健所を中心として、
二次医療圏である尾張東部医療圏等の圏域を単位として、平素から地域の医
療関係者との間で、医療提供体制について、協議、確認等を行います。

イ 県が行う帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準
備等、整備することに協力します。

ウ 国及び県が行う医療関係者等に対する研修や訓練に参加、協力します。

(2) 県内感染期に備えた医療の確保

県が行う社会福祉施設等の入所施設にて集団感染が発生した場合の医療提
供の方法の検討について、適宜協力します。

(3) 医療物資の確保

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染防護衣、医薬品、消毒薬、そ
の他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

5 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課、 子ども家庭課】

新型インフルエンザ等発生時に国の要請に基づき、県と連携し、市内感染期
における生活支援を目的に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語
が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人である要
援護者等の状況を把握します。

(2) 火葬能力等の把握 【環境課】

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等につい
ての把握・検討を行います。

(3) 物資及び資材の備蓄等 【安心安全課】

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な日常生活を維持するための食料品、水、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

第2節 海外発生期

発生状況
1 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的
1 国内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集に努める。 3 県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4 市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

第1 基本目標

国内発生に備えた体制整備を急ぐとともに、市町、医療機関、事業者、市民に県内発生に備えた準備をします。

第2 実施体制 【健康推進課】

- 1 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、情報の集約、共有、分析を行うとともに、国内発生に備えた準備を開始する。
- 2 必要に応じて、市の関係部局等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進するために、長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催します。
- 3 緊急事態宣言がされていない時点において県対策本部が設置された場合、市対策本部を設置します。

第3 具体的な対策

- 1 サーベイランス・情報収集 【健康推進課、教育総務課】

- (1) 情報収集
引き続き、国及び県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。
- (2) サーベイランスの強化
インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）の調査の協力を求め、県へ報告します。

2 情報提供・共有

- (1) 相談窓口の設置 【情報課、健康推進課】
国の要請を受け、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、市民からの一般的な問合せに対応できる保健センター等に相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行います。
- (2) 情報提供 【施設管理関係各課、情報課、健康推進課】
国及び県が発信している海外での発生状況、現在の対策、国内で発生した場合に必要な対策等、ホームページや貼紙等により住民に対し周知します。
- (3) 情報共有 【健康推進課】
医師会や医療機関等と患者の発生状況や感染予防対策等の情報共有をするために準備をします。

3 予防・まん延防止

- (1) 特定接種の実施 【人事課、財政課、健康推進課】
国及び県と連携して、対象となる本市職員に対して、保健センター等で集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。
- (2) 住民接種の準備 【施設管理関係各課、財政課、健康推進課】
国の要請及び連携のもと、医師会や医療機関と調整し、市ホームページ等を活用して、全市民が速やかに接種できるよう、集団接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を行います。
- (3) 県内でのまん延防止対策の準備 【たつせがある課、健康推進課、教育総務課】
市民や事業者等に対し、必要に応じて、県内発生期に要請される外出自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知します。

(4) 海外渡航者等への対応 【情報課、健康推進課】

個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県ホームページを活用する等の周知を行います。

4 医療

(1) 医療体制の整備 【健康推進課】

地区医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備するよう要請します。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知 【健康推進課】

県と連携し、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で市民に広く周知します。

(3) 医療物資の確保 【保険医療課、健康推進課】

引き続き、感染防護衣、医薬品、消毒薬等について必要量の見直しを行い、不足があるときには、追加の確保に努めます。

(4) 感染性廃棄物の適正処理等 【環境課】

感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行います。

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課、子ども家庭課】

新型インフルエンザ等発生時に国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における要援護者の対象者をリスト化し、生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について人員配置等を含めて準備します。

(2) 遺体の火葬・安置 【施設管理関係各課、市民課、環境課、健康推進課】

国の要請に基づき、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行います。

また、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保や国が埋火葬手続きの特例が定められる場合を想定して準備します。

(3) 物資及び資材の備蓄等 【安心安全課】

引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な日常生活を維持するための食料品、水、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

(4) 事業者の対応 【たつせがある課】

県と連携して、国が事業者に要請する従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策の準備について、関係団体を通じるなどして事業者への周知を進めます。

第3節 県内未発生期・国内発生早期以降

<p>発生状況</p> <ol style="list-style-type: none">1 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。2 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。 <p>(国内発生早期)</p> <ol style="list-style-type: none">1 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。2 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>(国内感染期)</p> <ol style="list-style-type: none">1 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。2 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。3 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none">1 県内発生の早期発見に努める。2 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1 県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続する。2 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について、必要な対応を行う。3 パンデミックワクチンの接種（住民接種）を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。

第1 基本目標

市民への適切な情報提供による混乱防止

第2 実施体制 【健康推進課】

- 1 国内発生早期又は国内感染期において、必要に応じて長久手市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催し、県内発生早期の対策を確認します。

- 2 緊急事態宣言がされていない時点において県対策本部が設置された場合、市対策本部を設置します。

＜緊急事態宣言の措置＞

市は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。

第3 具体的な対策

1 サーベイランス・情報収集 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課、子ども家庭課、教育総務課】

(1) 情報収集

引き続き、国及び県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。

(2) サーベイランスの強化

引き続き、新型インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、発生報告を徹底するよう学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等及び福祉施設等の関係者に協力を求め、県へ報告します。

2 情報提供・共有

(1) 相談窓口の体制の充実・強化 【健康推進課】

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行います。

また、相談窓口等において、適切な情報提供が実施できるように、保健師、看護師等の資格を持つ職員等を活用して、体制を充実・強化します。

(2) 情報提供 【施設管理関係各課、情報課、福祉課、長寿課、健康推進課】

ア 市民に対して、市のホームページや公共施設等への貼紙などの利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。

イ 市民一人ひとりがとるべき行動について理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。

また、公共施設等や職場での感染対策や、障がい者、高齢者等に対して、

情報を適切に提供します。

(3) 情報共有 【健康推進課】

ア 国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有するよう
にします。

イ 医師会及び医療機関と患者の発生状況や感染予防対策等の情報を共有し
ます

ウ 市の関係各課等と情報を共有します。

3 予防・まん延防止

(1) 特定接種の継続 【人事課、財政課、健康推進課】

引き続き、国及び県と連携し、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を
行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

(2) 住民接種の実施 【施設管理関係各課、情報課、健康推進課】

ア 住民への接種（法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施について、発
生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、ワクチンの供給が可能
になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始します。

イ 住民に対し、接種に関する情報をホームページや貼紙等で提供する。

ウ 住民への接種順位については、国が接種の順位に係る基本的な考え方を踏
まえ決定します。

エ 接種の実施に当たり、国・県及び医師会等と連携して、保健センターなど
公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保
し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行います。

(3) 市内でのまん延防止策の準備 【施設管理関係各課、人事課、情報課、
健康推進課】

ア 必要に応じて、公共施設における窓口対応職員のマスク着用及び手洗いの
励行、手指消毒液の設置、室内換気等の感染対策を徹底します。

イ 公共施設利用者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の
励行を啓発します。

4 医療

(1) 医療機関等への情報提供 【健康推進課】

県と連携し、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ
等の診断・治療に資する情報等の提供に協力します。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知 【健康推進課】

県と連携し、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で市民に広く周知します。

(3) 医療物資の確保 【保険医療課、健康推進課】

引き続き、感染防護衣、医薬品、消毒薬等について必要量の見直しを行い、不足があるときには、追加の確保に努めます。

(4) 感染性廃棄物の適正処理等 【環境課】

引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行います。

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課
子ども家庭課】

新型インフルエンザ等発生時に、国の要請に基づき、県と連携し、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施します。

(2) 遺体の火葬・安置 【施設管理関係各課、市民課、環境課】

国の要請に基づき、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保や対応に向けて検討します。

また、遺体の保存作業に必要となる人員等の確保や国が埋火葬手続きの特例を定める場合を想定して準備します。

(3) 物資及び資材の備蓄等 【安心安全課】

引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な日常生活を維持するための食料品、水、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

(4) 事業者の対応 【たつせがある課】

国及び県が事業者等に要請する従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策の準備について、引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者等に周知します。

(5) 生活関連物資等の価格の安定等 【たつせがある課】

ア 生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供

給に努めます。

イ 買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行い、必要に応じて市民からの生活関連物資に関する相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(6) 水の安定供給 【下水道課】

水道の安定供給を要請するとともに、浄水施設等の事故等により水道が給水停止されている場合は、愛知中部水道企業団と協力して、臨時給水の実施等の飲料水の確保対策を実施します。

第4節 県内発生早期

発生状況

- 1 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

(国内発生早期)

- 1 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

- 1 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 2 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 3 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。
- 2 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 4 パンデミックワクチンの接種（住民接種）を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかに、かつ多くの市民に接種する。

第1 基本目標

感染予防と市民生活の安定

第2 実施体制 【健康推進課】

基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。

緊急事態宣言がなされている場合には、直ちに市対策本部を設置します。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

第3 具体的な対策

1 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集 【健康推進課】

引き続き、国及び県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。

(2) サーベイランスの強化 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課 子ども家庭課、教育総務課】

引き続き、新型インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、発生報告を徹底するよう学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等及び福祉施設等の関係者に協力を求め、県へ報告します。

2 情報提供・共有

(1) 相談窓口の充実・強化 【健康推進課】

引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行います。

また、相談窓口等において適切な情報提供が実施できるように保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、体制を充実・強化します。

(2) 情報提供 【施設管理関係各課、情報課、福祉課、長寿課、健康推進課】

ア 引き続き、市民に対して、市のホームページや公共施設等への貼紙など等の利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。

イ 引き続き、市民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を

周知します。

また、各公共施設等及び職場での感染対策や、障がい者、高齢者等に対して、情報を適切に提供します。

(3) 情報共有 【健康推進課】

ア 引き続き、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有します。

イ 引き続き、医師会及び医療機関と患者の発生状況や感染予防対策等について、情報共有します。

ウ 引き続き、市の関係各課等と情報を共有します。

3 予防・まん延防止

(1) 特定接種の継続 【人事課、健康推進課】

引き続き、国及び県と連携して、対象となる本市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進めます。

(2) 住民接種の継続 【施設管理関係各課、健康推進課】

国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を引き続き進め、住民に対し、接種に関する情報をホームページや貼紙等で提供します。

また、緊急事態宣言がなされている場合には、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(3) 外出自粛等 【情報課、健康推進課】

県からの要請や市が必要と判断した場合には、外出自粛等を市民へ周知します。

(4) 公共施設の臨時閉鎖や集会等の自粛 【施設管理関係各課】

県からの要請や市が必要と判断すれば公共施設等の臨時閉鎖や市主催の各種行事等を自粛します。

4 医療

(1) 医療機関等への情報提供 【健康推進課】

県と連携し、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力します。

(2) 帰国者・接触者相談センターの周知 【健康推進課】

県と連携し、発生国からの帰国者・患者の接触者であって、発熱・呼吸器症

状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう、事前に広報等で市民に広く周知します。

(3) 在宅で療養する患者への支援 【保険医療課、健康推進課】

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(4) 医療物資の確保 【保険医療課、健康推進課】

感染防護衣、医薬品、消毒薬等について必要量の見直しを行い、不足があるときには、追加の確保に努めます。

(5) 感染性廃棄物の適正処理等 【環境課】

引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行います。

5 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課、子ども家庭課】

新型インフルエンザ等発生時に、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施します。

(2) 遺体の火葬・安置 【施設管理関係各課、市民課、環境課】

国の要請に基づき、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について推進します。

また、国が埋火葬の手続の特例が定められた場合には、当該特例に基づき、埋火葬に係る手続を実施します。

(3) 物資及び資材の備蓄等 【安心安全課】

引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な日常生活を維持するための食料品、水、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

(4) 事業者の対応 【たつせがある課】

引き続き、国及び県が事業者に要請する、従業員の健康管理を徹底するとと

もに職場における感染予防策の準備について、引き続き、関係団体を通じるなどして、事業者に周知します。

(5) ごみの排出抑制等 【環境課】

通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化及び分別排出徹底の要請を行います。

(6) ライフラインの使用抑制 【情報課、健康推進課】

ライフラインの供給不足が予測される場合、市及びライフライン事業者の広報媒体により、市民、事業者への使用抑制について、協力を要請します。

(7) 生活関連物資等の価格の安定等 【たつせがある課】

ア 緊急事態宣言がなされている場合には、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給に努めます。

イ 買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行い、必要に応じて、市民からの生活関連物資に関する相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国や県と連携して適切な措置を講じます。

(8) 水の安定供給 【下水道課】

緊急事態宣言がなされている場合には、水道の安定供給を要請するとともに、浄水施設等の事故等により水道が給水停止されている場合は、愛知中部水道企業団と協力して、臨時給水の実施等、飲料水の確保対策を実施します。

第5節 県内感染期・市内感染期

発生状況

- 1 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）
- 2 国内では、国内感染期にある。

（国内感染期）

- 1 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 2 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 3 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2 県内の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。
- 3 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

第1 基本目標

流行の抑制と市民生活の維持

第2 実施体制 【健康推進課】

基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施します。

緊急事態宣言がなされている場合には、直ちに市対策本部を設置します。

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことが出来なくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

第3 具体的な対策

1 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集 【健康推進課】

引き続き、国及び県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集します。

(2) サーベイランスの強化 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課、子ども家庭課、教育総務課】

引き続き、新型インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、発生報告を徹底するよう学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等及び福祉施設等の関係者に協力を求め、県へ報告します。

2 情報提供・共有

(1) 相談窓口の継続 【健康推進課】

引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等に応じるための情報提供を行います。

また、相談窓口等において適切な情報提供が実施できるように保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、体制を充実・強化します。

(2) 情報提供 【施設管理関係各課、情報課、福祉課、長寿課、健康推進課】

ア 引き続き、市民に対して、市のホームページや公共施設等への貼紙などの利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供します。

イ 引き続き、市民一人ひとりがとるべき行動について理解しやすいよう、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

を周知します。

また、各公共施設等及び職場での感染対策や、障がい者、高齢者等に対して、情報を適切に提供します。

(3) 情報共有 【健康推進課】

ア 引き続き、国、県、関係機関等と対策の方針等をインターネット等により共有します。

イ 引き続き、医師会及び医療機関と患者の発生状況や感染予防対策等について、情報共有します。

ウ 引き続き、市の関係各課等と情報を共有します。

3 予防・まん延防止

(1) 特定接種の継続 【人事課、健康推進課】

引き続き、国及び県と連携して、対象となる本市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を進めます。

(2) 住民接種の継続 【施設管理関係各課、健康推進課】

国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を引き続き進め、住民に対し、接種に関する情報をホームページや貼紙等で提供します。

また、緊急事態宣言がなされている場合には、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

(3) 外出自粛等 【情報課、健康推進課】

県からの要請や市が必要と判断した場合には、外出自粛等を市民へ周知します。

(4) 公共施設の臨時閉鎖や集会等の自粛 【施設管理関係各課】

県からの要請や市が必要と判断すれば公共施設等の臨時閉鎖や市主催の各種行事等を自粛します。

4 医療

(1) 医療機関等への情報提供 【健康推進課】

県と連携し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

(2) 在宅で療養する患者への支援 【保険医療課、健康推進課】

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に、支援が必要な患者に

ついて、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(3) 医療物資の確保 【保険医療課、健康推進課】

感染防護衣、医薬品、消毒薬等について必要量の見直しを行い、不足があるときには、追加の確保に努めます。

(4) 感染性廃棄物の適正処理等 【環境課】

引き続き、感染性廃棄物の適正な処理と作業中の感染防止について、県の指導により行います。

5 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援 【福祉課、長寿課、健康推進課、子ども未来課
子ども家庭課】

新型インフルエンザ等発生時に、国の要請に基づき、県と連携し、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施します。

(2) 遺体の火葬・安置 【市民課、環境課、施設管理関係各課】

国の要請に基づき、県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保します。

また、国が埋火葬の手続の特例を定める場合には、当該特例に基づき、埋火葬に係る手続きを実施します。

(3) 物資及び資材の備蓄等 【安心安全課】

引き続き、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な日常生活を維持するための食料品、水、その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備等を行います。

(4) ごみの排出抑制等 【環境課】

通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化及び分別排出徹底の要請を行います。

(5) ライフラインの使用抑制 【情報課、健康推進課】

ライフラインの供給不足が予測される場合、市及びライフライン事業者の広報媒体により、市民、事業者への使用抑制について、協力を要請します。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等 【たつせがある課】

ア 緊急事態宣言がなされている場合には、生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給に努めます。

イ 買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行い、必要に応じて、市民からの生活関連物資に関する相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

ウ 生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国や県と連携して適切な措置を講じます。

(7) 水の安定供給 【下水道課】

緊急事態宣言がなされている場合には、水道の安定供給を要請するとともに、浄水施設等の事故等により水道が給水停止されている場合は、愛知中部水道企業団と協力して、臨時給水の実施等、飲料水の確保対策を実施します。

第6節 小康期

発生状況
1 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2 大流行は一旦終息している状況。
目的
1 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に協力する。 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

第1 基本目標

社会機能の段階的回復と流行が再燃した場合の対策強化

第2 実施体制 【健康推進課】

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市町対策本部を廃止します。

第3 具体的な対策

1 サーベイランス・情報収集 【福祉課、健康推進課、子ども未来課、子ども家庭課、教育総務課】

新型インフルエンザ等の感染の再拡大を早期に探知するため、発生報告を徹底するよう学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等及び福祉施設等の関係者の協力を求め、県へ報告します。

また、新型インフルエンザ等による入院患者数や死亡者数等の把握し、感染状況を記録します。

2 情報提供・共有

(1) 相談窓口等の縮小 【健康推進課】

国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小、中止します。
相談窓口等に寄せられた問い合わせや関係機関等から寄せられた情報等についてとりまとめ、共有化を図ります。

(2) 情報提供 【情報課、福祉課、長寿課、健康推進課】

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた場合には、国の動向等を踏まえ、情報の提供を縮小、中止します。

(3) 情報共有 【健康推進課】

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされた場合には、国の動向等を踏まえ、情報の共有を縮小、中止します。

3 予防・まん延防止

(1) 住民接種の実施 【施設管理関係各課、健康推進課】

国及び県と連携して、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

また、国及び県と連携して、必要に応じ、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進めます。

4 医療

(1) 医療体制 【健康推進課】

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

(2) 在宅で療養する患者への支援 【保険医療課、健康推進課】

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

5 市民生活・地域経済の安定の確保 【たつせがある課】

国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止します。

○長久手市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月29日

条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、長久手市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日（平成25年6月21日）から施行する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1，A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A／H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A／H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のこと。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。